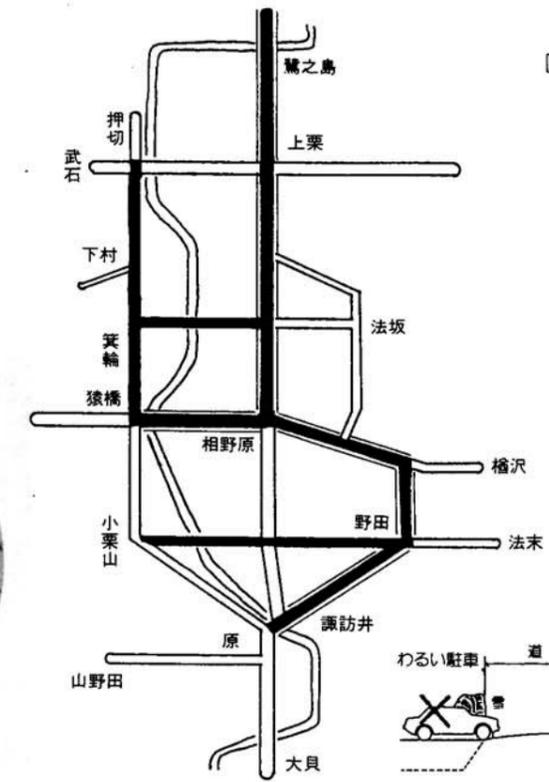


お願いします

①屋根周囲等の雪は除雪後の道路にはぜったいにださないこと。止むをえない場合は、すみやかに取片付けてください。
(道路上にみだりに雪を捨てることは県道路交通法施行細目で禁止されています。)

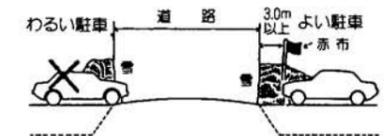


▲国道に標示をしないで放置したため雪に埋もれてわからず除雪作業中に接触、破損した車。



②除雪作業がすみやかにできるような道路の駐車は絶対にしないでください。

● 冬期間駐車禁止区間
■ 通年駐車禁止区間



- ③道路沿いの大事なものは赤布で目じるしをつけてください。
- ④ナダレの標示カ所を通るときは充分注意を。
- ⑤道沿いの屋根には危険ですので「ナゼよけ」をしましょう。



▲道沿いの屋根からの落雪で一時交通ストップ

ナダレ注意報

危険カ所の目配りを!

ガス管破損注意報

雪による破損は
ガス爆発のおそれが!

火の用心注意報

火の元の確認と
避難口の確認

交通安全注意報

人も車も
スリップに注意



新潟県小国町
広報 おぐに
 昭和61年 **2/15**
 No. **202**

町の人口 1月31日現在 () 11月末比
 男 4,359人 (-11) 女 4,524人 (-17) 計 8,883人 (-28) 世帯数 2,258 (-7)
 発行 小国町役場 (☎ 越後小国 (0258) 95-3111 (代)) 編集 総務課庶務係

白魔襲来 61豪雪

「3年続きの大雪はない」と気象台をはじめいるんな人が言っていました。天の神様はそんな人間をあざわらっているかのよう。59年、60年に続いて3年連続の大変な豪雪になりました。

■59豪雪を超えた

年末年始なんと晴れ間も見える穏やかな日和でした。しかし、

61豪雪

61豪雪

59豪雪

9日頃から一晩に1m以上もの降雪の日が続き、10日に町豪雪対策本部を設置。11日からは県の災害救助条例も適用になりました。数日の小康状態のあと、20日過ぎからの第2波の寒波で積雪も3mを超え、雪下ろしは平地で6~8回を数えています。あの名だたる59豪雪をも超えるほどの勢いに、雪による犠牲者も、建物の被害も発生しています。

21世紀にあと14年という現代に雪だけは昔と変わりません。

「冬でも夏と同じように、家まで車を持ち入れたい」

これは、豪雪地小国の悲願です。冬期間の道路交通の確保は、雪に強い町づくりをすすめるための重要課題。機械力による除雪路線の延長、融雪道路網の整備と全力投球をしてきました。しかし、「ドカ雪」が続くと、早朝・夜間とフル稼働してもバス路線等幹線道路の確保で手いっぱい状態なのです。

■3年連続の豪雪

■2月7日災害救助法が適用

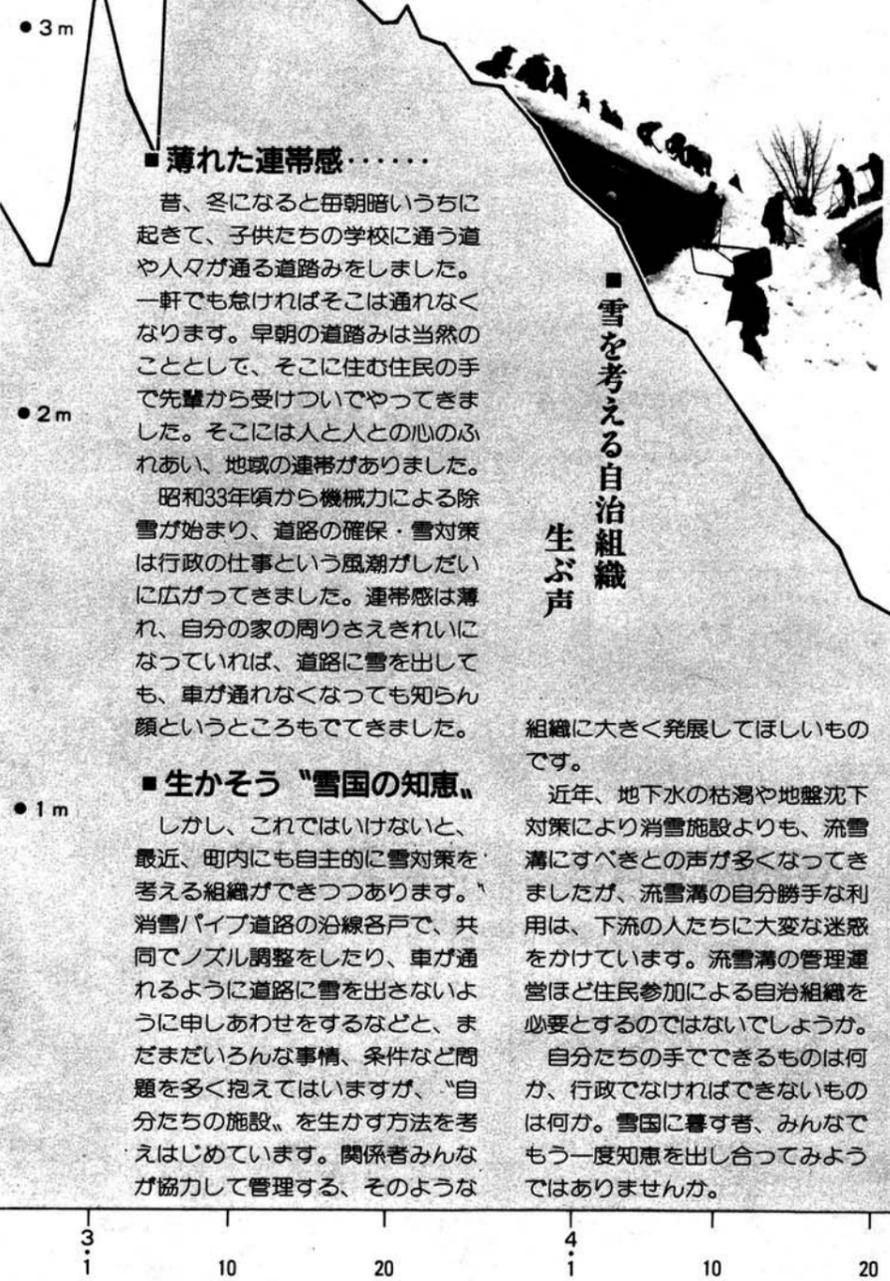
積雪量



鷺之島・倒壊車庫



洪水。上流で流雪溝に雪を投入しすぎたため下流の集落では床下浸水さわぎ。消防団も出動。



■薄れた連帯感……

昔、冬になると毎朝暗いうち起きて、子供たちの学校に通う道や人々が通る道路をしました。一軒でも怠ればそこは通れなくなります。早朝の道路みは当然のこととして、そこに住む住民の手で先輩から受けついでやってきました。そこには人と人との心のふれあい、地域の連帯がありました。昭和33年頃から機械力による除雪が始まり、道路の確保・雪対策は行政の仕事という風潮がだいに広がってきました。連帯感は薄れ、自分の家の周りさえきれいになっていけば、道路に雪を出しても、車が通れなくても知らん顔というところまでできました。

■生かそう“雪国の知恵”

しかし、これではいけないと、最近、町内にも自主的に雪対策を考える組織ができつつあります。消雪パイプ道路の沿線各戸で、共同でノズル調整をしたり、車が通れるように道路に雪を出さないように申しあわせをするなど、まだまだいろんな事情、条件など問題を多く抱えてはいますが、“自分たちの施設、を生かす方法を考えはじめています。関係者みんなが協力して管理する、そのような

■雪を考える自治組織 生ぶ声

組織に大きく発展してほしいものです。近年、地下水の枯渇や地盤沈下対策により消雪施設よりも、流雪溝にすべきとの声が多くなってきましたが、流雪溝の自分勝手な利用は、下流の人たちに大変な迷惑をかけています。流雪溝の管理運営ほど住民参加による自治組織を必要とするのではないのでしょうか。自分たちの手でできるものは何か、行政でなければできないものは何か。雪国に暮らす者、みんなでもう一度知恵を出し合ってみようではありませんか。

61豪雪ドキュメント

- 12・15・県内に第1次「大雪警報」
- 1・5・県内に第2次「大雪警報」
- 9・県内に第3次「大雪警報」
- 10・町豪雪対策本部設置
 - ・上谷内でおとしより(75歳)が屋根雪落下により窒息死
- 11・町災害救助条例適用
 - ・県災害救助条例が小国町に適用される。
 - ・県豪雪対策本部設置
- 12・鷺之島で共同車庫が積雪により倒壊。車8台大破。
- 22・県内に第4次「大雪警報」
- 23・県内に第5次「大雪警報」
- 25・県災害救助条例が再適用される。
 - ・相野原流雪溝沿いの家庭で床下浸水。
- 26・八王子でナダレ発生。民家の玄関一部破損。
 - ・県内に第6次「大雪警報」
 - ・西頭能生町で大規模ナダレ発生、死者13名。
- 27・県豪雪対策本部が「県豪雪災害対策本部」と改称。
- 29・下村で婦人(56歳)が除雪作業中に転落、大ケガをする。
- 2・3・県内に第7次「大雪警報」
- 2・6・県災害救助条例再適用
 - ・県内に第8次「大雪警報」
- 2・7・国の災害救助法適用に。
- 2・9・県内に第9次「大雪警報」

消雪パイプを有効に利用するために

①受け持ち区間を決めて/

それぞれが受け持ち区間を決め、その区間の目づまりや、はじきすぎ(30cm位のはじき方が適正です)の調整等のため、管理区域を設定するのも一つの方法です。

②共同作業ですそ切りも/

降雪量に合せ、ときには関係者全員が出て、すそ切りや消えないカ所の排雪、良く消えるカ所での待避所の設置等一斉共同作業も必要と思います。

③水の有効利用を/

道路勾配のあるカ所では一部のノズルを締めて水を止めても流れてくる水により、消雪効果が落ちない場所もあります。不要のカ所の節水をはかり、必要の場所へ多くまわすのも水の有効利用になると思います。



▲沢水を利用した「路面流水」も一つのアイデアです。有効に利用しましょう。



▲こまめな管理が大切です。

▲管理がゆきとどかないと車は通れなくなります。



雪おろし電線に注意



断線等の事故のときは
・東北電力小千谷営業所 ☎82-4365
・NTT越後小田電話局 ☎95-3000

水道管にも暖かい思いやりを

冬期間は、水道管が破裂することがあります。気温が氷点下になるようなときには特に注意し、蛇口から少しづつ水を出しておき、破裂防止に努めましょう。
また、水圧の低下、異常音、附近の不審な水に注意し、漏水らしいと気付かれたら、至急連絡してください。

《連絡先》

・水道企業団事務所 ☎95-2440(平日)
・大貝浄水場 ☎95-3482(土曜日午後・休日夜間)

除雪・除雪Q&A

Q: 町の道路除雪の体制はどうなっていますか?

A: □-タリ-車やドーザーなどの機械除雪と消雪パイプの併用で行っています。

Q: 町道ならどこでも除雪車はきてくれますか?

A: 町では除雪計画路線を指定して除雪を行っていますので、降雪期には指定路線のみです。春先除雪は別に計画をたてて集落内の除雪を行います。

Q: 豪雪になると消雪パイプのある道路も幅員が狭くなって困りますが、こんなとき、除雪車はきてくれますか?

A: 豪雪時は主要幹線である国道及び、これらをつなぐ主要町道の除雪が主体となります。沿線地区のみなさんから、雪庇を落とすなどして幅員の確保をお願いします。

Q: 町の除雪車が国道の除雪を行うのですか?

A: 本来は県の仕事ですが、県の除雪車も台数に限度があります。そこで県から委託されて町の除雪車で国道の除雪を行っているのです。もう一つ県が町内の業者に委託して除雪を行っている路線もあります。町内の国道は主に、役場から上地区を町が委託を受け、下地区を業者が委託されて除雪を行っています。

Q: 屋根雪を下ろしたため道路幅が狭くなったり、また、道路除雪により被害を受け困ることがありますが……。

A: 消防車、救急車などの緊急車の通行も予想されますので、一車線の幅は確保してください。また、被害を受けるおそれのある物には、赤いキシなどで標示をしておいてください。被害を受けたときは、早目に建設課へ連絡してください。

Q: 最後に夜間や早朝の除雪はどうなっていますか?

A: 降雪の状況により午前2時頃から作業を開始し、夜間に及ぶこともあります。

小国町職員(技能労務職)募集

昭和61年4月1日における職員の欠員を補充するため、町職員の募集をいたします。

■募集する職と人数

- ・自動車運転員兼用務員 男子1名

- ・給食調理員兼用務員 女子2名
- ・パートタイマー(庁舎用務員) 女子1名

いずれも小国町に住所を有している者。

■試験日・会場

昭和61年3月2日 役場会議室

■合格発表 昭和61年3月中旬

■願書提出期限 昭和61年2月22日正午

■受験申込用紙等詳しくは 役場総務課へ ☎95-3111

12月議会か5

12月町議会は12月17日から20日まで会期4日間で開かれました。可決された条例、予算等は次のとおりです。

◎条例の改正

- ・小国町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ・小国町職員の給与に関する条例の一部改正

例の一部改正

- ・小国町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

◎制定された条例

- ・小国町浄化槽清掃業の許可に関する条例

◎補正予算

- ・一般会計専決補正予算 歳入歳出300万円増
- ・一般会計補正予算第3号 歳入歳出2億700万円増
- ・国保特別会計補正予算第2号 歳入歳出440万円増

◎町道路線の認定・廃止

認定…諏訪井他3線
廃止…押切3-10号線

◎工事請負契約の変更報告

脱開水路復旧工事

◎意見書等の採択

- ・昭和61年産米の良質米奨励金現行確保に関する意見書
- ・農業用水からの流水占用料徴収反対に関する意見書
- ・暴力団並びに暴力行為追放に関する決議

車両系建設機械

運転技能講習の

おしらせ

機体重量3トン以上のブルドーザー、トラクターショベル、バックホー等の運転は、労働安全衛生法により、指定教習機関の行う技能講習を修了したものでなければ、運転できないことになっております。ことしの技能講習は次の日程により実施されます。

- | 学科 | 実技 |
|--------------------------|---------------------|
| 第1回目/4月1日~2日/4月21日~25日 | |
| 第2回目/5月20日~21日/6月9日~13日 | |
| 第3回目/7月1日~2日/7月21日~25日 | |
| 第4回目/9月1日~2日/9月29日~10月3日 | (大型特殊免許取得者は実技一日で終了) |

*詳しくは
・建設業労働災害防止協会県支部 (☎0252-24-0440)
・役場建設課 (☎95-3111)

町選管委員に 大久保誠作さん

2月1日大久保義敏委員の辞職に伴い欠員の生じた町選挙管理委員に、大久保誠作補充員(上岩田)が補欠されました。



「政治がわるいと言う前に心をこめてつくことじゃ。まじと良い音がするよ。」

新潟県知事選挙投票日
4月20日

「福耳」のぞく手編みの手糸帽 田中ミイ(相野原)

くらしと国保 No.13

お年寄りの医療 その1

—70歳以上の人(寝たきりの人は65歳以上)は老人保健で—
老人保健法は昭和58年からスタートした医療保険制度で、70歳以上の人はこの制度で医療を受けることになります。

老人保健法の目的は、国民のみなが相互扶助の精神にもとづき、加齢に伴って生じてくる心身の変

化を目覚し、常に健康の保持増進に努めるとともに、お年寄りの医療に要する費用を公平に負担しようというものです。

—お医者さんのかかり方—
老人保健でお医者さんにかかる場合「保険証」と町から交付された「健康手帳」を提示しなければなりません。

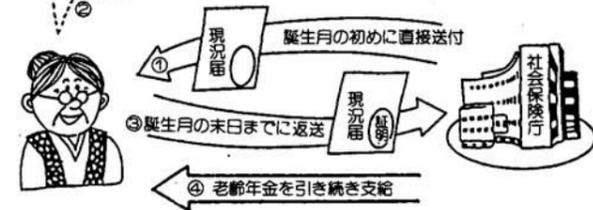
これは、「健康手帳」によって受診資格を、また「保険証」によって国保の加入者であることを明らかにするためです。

誕生月には現況届の提出を

国民年金の老齢(通算老齢)年金を受けている人は、毎年、誕生月に、「国民年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。現況届は、引き続いて年金を受けられるかどうかを確認する

大切な手続きです。提出を忘れると、年金の支払が止められることとなりますので注意してください。

現況届の用紙は、誕生月の上旬に社会保険庁から送られてきますので、市町村長の証明を受けて、月末までに必ず着ように投函してください。年金を受けてから一年を過ぎない人や支払が停止されている人は、現況届を提出する必要がありません。



～町内就職で伸ばそう郷土の発展～

町内企業求人情報コーナー

[2月分]

職 種	事業所名	所在地	生 産 営 業 品 目	従業員数	求人数	年齢	勤務時間	基本賃金	通勤費
工程管理	㈱ダイハイックロージング小国工場	法 坂	カジュアルファッション製造	95	女3	18~25	8:00~17:00	女86,000 ~120,000	全 額
工程管理責任者 組立工	㈱旭産業	新 町	自動車用配線組立		男2 女15	18~35 18~50	8:00~17:00	男90,000 ~150,000 女85,000 ~100,000	送迎有

特別障害者手当制度 が創設されます

国民年金法の一部改正が行われ、昭和61年4月から障害者の所得保障確立のため、障害基礎年金制度が導入されることになりました。これに伴い、成人の福祉手当が再編成され特別障害者手当制度が新たに発足します。

【特別障害者手当】

- (1)支給対象
20歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する程度の在宅の重度障害者
- (2)手当額 月額20,000円
- (3)支払月
2月5月8月及び11月の4期にそれぞれの前月分までを支払います。
- (4)施行期日 昭和61年4月1日
- (5)受付は役場窓口で行っています。

【障害児福祉手当】

20歳未満の障害児には従来同様の手当が支給されます。なお、支払月は特別障害者手当と同期月です。

【経過措置福祉手当】

障害基礎年金制度の対象にならない者で、かつ、特別障害者手当の障害認定基準に該当しないが、現行福祉手当の認定を昭和61年3月までに受けたものにはその障害が継続する間に限り従来の手当が支給されます。

詳しくは、役場住民課福祉係へ
(☎95-3111)

温かく看護らる幸福風邪に居て 市川達雄(原小屋)

所得税・町民税の申告は

2月17日~3月15日に

今年も税金の申告時期になりました。町民税、所得税の確定申告の期間は2月17日から3月15日までです。

小国町の申告相談日は次のとおりです。相談期間中は税務職員が関係書類を各会場へ持参していますので役場での相談には応じられないことがあります。

■営農・農業の方は

☑2月19日~26日

☑就業改善センター

個人ごとに日時を割振って通知してあります。

個々に通知のない人のうち

- ・新町・上谷内……2月19日
 - ・相野原・二本柳……2月20日
- いずれも就業改善センター(午前9時~午後4時)です。

この他に各集落の公民館等で行う相談日は次のとおりです。

総代さんから配布される「申告のおしらせ」にも相談日は印刷してありますが、集落内の班別の時間割は総代さんの連絡によってください。

月日	第1会場	第2会場	
2・17	月 鷲之島公民館	原小屋集落開発センター	
18	火 千谷沢集落開発センター	猿橋公民館	第2は金沢を含む
19	水 就業改善センター	所得税確定申告(営農・農業)	新町、上谷内
20	木 //	//	相野原、二本柳
21	金 //	//	(農業)
24	月 //	//	
25	火 //	//	
26	水 //	//	
27	木 上栗集落開発センター	桐沢公民館	
28	金 貫輪集落開発センター	上岩田公民館	第1は上村を含む
3・3	月 法坂公民館	下村集落開発センター	
4	火 武石公民館		押切を含む
5	水 七日町担い手センター	樫沢地区集会所	
6	木 太郎丸集落開発センター	芝ノ又公民館	第1は小国沢を含む
7	金 森光公民館	小栗山集落開発センター	
10	月 原公民館	八王子公民館	
11	火 山野田公民館	諏訪井公民館	山野田は午前中
12	水 三桶公民館	荅野島集落開発センター	
13	木 大貝公民館	法末公民館	

■相談に必要なもの

- ①申告関係用紙・帳簿類
- ②源泉徴収票
雑損控除(除雪費など)医療費控除、住宅取得控除などの関係で納付済の所得税が還付されることがありますので必ず持参ください。
- ③証明書・領収書
(60年1月から12月までの出稼先(2ヵ所のときは両方から)の徴収票や、夏場の雇い先からの徴収票など。)
- ④印かん

外周の雪の取り除きのため、人夫賃(食事費含む)、機械の借上料、用具購入費などを支払ったときは領収書等により雑損控除が受けられます。この場合、5万円を超えた金額です。(所得の合計が50万円までの人は、所得の合計額の10%を超えた額)

■医療費控除

60年1月から12月までの間に病院などに支払った費用(通院費、部屋代、食事代含む)が5万円を超えた金額(所得の合計が100万円までの人は所得額の5%を超えた額)で最高200万円までは領収書等により確定申告で控除が受けられます。(保険などから支給される金額や親族間の費用、健康増進、疾病予防の薬品代金等を除く実支払額が控除の基準になります。)

建物の豪雪被害は 税金の減免を

1月からの豪雪で住宅、作業所車庫その他の倒壊、破損の被害を受けたときは、早目に「町豪雪対策本部(役場総務課内)」へ電話か文書で届出をしてください。

僅少の被害を除き現場を確認した上で程度により固定資産税が減免されることがあります。

なお、届出は応急復旧後でもよいです。

参考

■除雪費控除

60年1月から12月までの間に、豪雪による屋根の雪おろしや

福と書う出合いもなしに十二月 片桐金四郎(小栗山)

出稼ぎコーナー

ふる里の「雪」を心配

出稼グループリーダー会議

2月2日、東京都千代田区の社会文化会館において、東京近県地区のグループリーダー会議が開催されました。

当日は小国町から町長をはじめとして行政、議会等の代表者が上京、出稼先からは多数のリーダーの方々から貴重な時間をさいて出席いただき、盛会の内に終了いたしました。

また、同日午前中に開催された全国出稼大会にも小国町の出稼者が多数参加し、太郎丸の保坂利雄さん（東京、㈱入船）が、出稼の現状を報告、帰省に伴う交通費の非課税制度化等の要望が訴えられました。

当日出席いただきました皆さん大変ご苦勞様でした。



▲グループリーダー会議（2月2日）

出稼担当係から

3年続きの豪雪で何かとふるさとの事が気がかりのことと思います。雪も2月がピーク、出稼のみなさんも、豪雪と闘う家族もあとひとふんばりです。

先日、徳島県に初めて出稼された諏訪井の笹崎良平さんから近況をお知らせいただきました。ありがとうございました。

みなさんのご意見、職場の近況など、おたよりをお待ちしております。



▲全国出稼者大会で発言する保坂利雄さん

土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益は、譲渡所得といい、この譲渡所得にも税金がかかります。

所得税は、原則として、その人の1年間のすべての所得を合計して計算することになっていますが、土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して計算するなど、通常の計算方法とは異なっています。

分離課税の譲渡所得は、譲渡した土地や建物の所有期間が、その年の1月1日において10年を超える場合の長期譲渡所得と、10年以

下の場合の短期譲渡所得に分けられ、それぞれ次の方法で税額を計算します。

長期譲渡所得は、通常の場合100万円の特別控除を差し引いた後の金額が4,000万円以下の場合20パーセントの税金がかかり4,000万円を超えますと、他の所得と総合して計算されます。

短期譲渡所得には、長期譲渡所得のような100万円の特別控除はありませんし、40パーセント以上の税金がかかります。

なお、譲渡所得の課税に当た

ては、例えば自分が住んでいる家屋とその敷地を譲渡したり、取用対象事業のために土地等を譲渡したときには、3,000万円の特別控除など課税上の特例がありますから、このような場合には最寄りの税務署・税務相談室へお尋ねください。

なお、譲渡所得は町県民税や国税の課税対象にもなり、所得者名義人の関係で扶養控除を認められない場合や国民年金を受けられない等のこともあります。

（詳しくは役場税務課☎95-3111）

仁王の目に吹雪舞込む真福寺 山口清作（金沢）

母の仕事

中学生人権作文コンテスト県大会 優秀賞受賞



小国中学校3年 高橋千鶴子さん

「ねえ、お母さんなんの仕事をしているの」と、人に聞かれると、「え？うん……」

と、あやふやに返事をし、黙ってしまう私でした。その時の心の中は、質問した人に対して迷惑だと思ふ気持ちと、言いようのないはずかしさで、いつもいっばいな状態でした。それを、今でもにがにがしく覚えています。

母の職業は、おぐに荘という心身障害者の施設の寮母です。福祉の仕事は、世間ではあまり好かれてはいないでしょう。私も正直に言えば、母の仕事を理解しようとする人間の一入でした。母が、福祉の仕事に追われて、努力すればするほど、私は、母の仕事を心の中で軽蔑していったのです。

小学4年生の時でした。学校で上級生の男の子に呼びとめられた事がありました。吹き出しそうになるのを必死に堪えているようで私に向かって、「なあ、お前、おぐに荘へ行った事があるんだって」と、尋ねてきました。日頃話した事のない上級生に突然聞かれ、緊張しながらも、不安な気持ちが少しずつわいてくるのがわかりました。確かに私は、その2～3日前に、母の誘いで、しぶしぶおぐに荘を訪れていたのです。初めて、そういうものの中に飛び込んだ時、大きな違和感と、居心地の悪さが、私をとらえました。頭の中で「早く帰りたい」ただそれだけを考えていました。母が用事で、私をロビーに残して、廊下を走って

いってしまった時、一人の老人が私に近よってきたのです。私がかごもなく笑うと相手も、にっこりと笑い返してくれました。その人は、一生懸命に私に語りかけてきます。しかし、何を話しているのか、まったく理解できません。その人は、相変わらず笑いながら、私の手を引っ張って長い廊下を歩きだしました。戸惑いを感じましたが、もう違和感はその時なくなっていました。

長い廊下を手をつなぎ歩きながら、いつしかその人と歌を歌って

いました。なんの歌だったか覚えていませんが、その人も「あ～あ」と、うれしそうに私の歌にあわせて歌っていました。その時、その人と本当に話が出来たように思いました。同じ人間なんだから何かをどこかで話したんだと、心の中で信じました。

母の仕事も、自分なりに理解してきた時だったので、その男の子の質問が、実に不愉快でした。なんとなく、答えたらどうなるかなど知っていました。けれど、うそはつきたくありません。うそをつく必要もないのです。「はい、おぐ

に荘にいきましたけど」私は、自身をもって答えました。すると、思ったとおり、その答えを聞いた男の子は、待っていましたとばかり、周りにいた数人の男の子達と、大声で笑いだしたのです。「千鶴子は、おぐに荘にいったんだとよう」と。冷静でいたはずの私は、笑い声を聞いた途端、頭にカーとくるものを感じました。弱い障害者をばかにする態度に、憤りを感じた事もあります。笑う集団の中に、以前の自分の姿を見たような気がしたからです。前の私がこんな態度で障害者を見下し笑っていたような気がしたのです。

今の世の中、誰かを傷つけて誰かを押し退けて気付かない事がよくあると思います。けれど、弱い人間をいじめている事は、許してはならないし、見てみぬふりはしてはいけません。ともすれば、他人の事に無関心になってしまいがちの私達です。募金をすればいいとか、施設に寄付をすればいいとか、そういうのではないはずです。母の言葉を借りれば、「町で見かけた時、一言挨拶してくれるだけでもいい」のだそうです。

やはり、理解しろといわれても、十分に理解する事は無理だとよく知っています。同じ人間でも、あまりにも今まで生きてきた道が違いすぎるでしょう。見た目だって、差が大きいのですから、けれど、差別意識をなくす事は、誰にだってできるのです。挨拶をするのだから、きっかけがあれば誰にだってできるのです。

母の仕事も今年で、5年目を迎えます。最初の頃のような活気はありませんが、黙々とやっているようです。私も、まだまだ積極的にはなれませんが、母と福祉について話し合ったり、時々母が家におぐに荘の人を連れてきても、父や妹と一緒に明るく家にむかえられるようになりました。

母の職業を誇りにして、少しでも自分の中の差別意識をなくしていけたら、私にとってそれは非常にうれしいことなのです。

今の時代に生きている私達は、とても幸せです。なぜなら、今は憲法で一人一人の人権が保障されているからです。私達は、生まれながらに基本的人権が保障されており、ほとんどの人々はそれに慣れきってしまっています。でも、今の制度にも欠陥はたくさんあると思います。もちろん、昔より数段進歩しています。昔は身分差別がありました。個人の自由や平等など、無視されていたのです。だから人々は自由を求め、差別がなくなる事を求めて革命をおこしたのです。こういう人々の努力があったからこそ、今の私達の生活があるのだと思います。けれども、今の私達の時代にも、まだ差別や不自由、不平等などは残っているのです。

この間ある町で、「生活環境が悪くなる」という理由から、施設の入学を拒否してしまうという事件がおこりました。人権擁護委員をしている祖父によれば、こういう事は人権を保護する上で最もいけない事なのだそうです。私もそう思います。なぜ、施設の子も普通の子も同じ人間なのに、片方だけが差別されなくてはいけないのでしょうか。

差別とは、その人の人権を無視することだと思います。子供の入学を拒否した人達は、その子供の人権を無視してしまったのです。私は、これは確かにとてもいけない事だと思います。施設の子も、普通の子も、同じ人間だからです。しかし、私にその人達を責める権利はありません。なぜなら、今までの私の中にも、差別や偏見の心が確かにあったように思うからです。

私の中学校の近くに「おぐに荘」という施設があります。ここは、心身障害者を受け入れるところです。私達が部活のためにテニスコートへ行く途中などで、ここの人達とすれ違うことがあります。その人達は、年齢は大人と同じくらいなのに、ランドセルをかついだり、体が不自由だったりして、列

人権について 思うこと



小国中学校3年
松田恭子さん

になって歩いて行きます。私はその人達に手を振られた事があります。でも、私は、笑って手を振り返す事など出来ませんでした。どうしても、「いやだ」という気持ちが先に立ってしまっていたからです。ちゃんと、頭の中では分かっているのです。「この人達は、私よりもほんの少し運の悪い人達なんだ。だから、いつも五体満足でいられる恵まれている私達は、この人達を差別したり、偏見をもったりしてはいけないんだ」と、思っているのに、その通りに行動することが、私には出来ませんでした。でも、私は考えてみました。「私だっていつまでも五体満足でいられるとは限らないのだ。明日にも、明後日も交通事故で手足がなくなってしまうかも知れない。もし、私が事故に遭って、手や足が無くなってしまった時、他人が私をさげすみの目で見たら、私はどう思うだろう」という事をです。私はきっと、「悪い事をしたわけでもな

中学生人権作文コンテスト県大会 優良賞受賞

いのに、みんなどうしておかしな目で見るとらう。手や足なんか無くっても、同じ人間なのに」と思うでしょう。私は今までこれと同じ事をしてきてしまったのです。同じ人間を違う目で見ると。これは差別です。むしろ、五体満足で何の苦勞も知らずに生きてきた私達よりも、ずっと多くの苦勞や努力をして生きてきた障害者の人達の方が、ずっと人間として素晴らしかったのかもしれない。それなのに私は、知らず知らずのうちに障害者の人達の人権を無視してしまっていたことになるのです。

それでは、こういう事を改善するにはどうしたらよいのでしょうか。結局は一人一人が相手の気持ちや立場を考え、尊重する事しか出来ないと思います。違う方法もあるのではないかと思います。これが原点だと思うのです。私の場合にしたって、障害者の人達の立場を考えていけば、「いやだ」という事など出来ないはずなんです。これからは、決して差別ではなく、また同情でもない気持ちを抱けるようになりたいと思います。他の場合でも同じです。無責任な噂を流して訴えられた人などは、少しでも相手の気持ちを考えていけば、そんな事は出来なかったでしょう。それに、自分の権利だけを主張しあい、争いになっている人達だって、少しでも相手の立場を考えてやっていたら問題は起きなかったと思います。

権利の裏には必ず義務があります。自分の人権を主張する権利の裏にあるのは、相手の人権をも尊重するという義務だと思います。私はこの権利と義務は人々に共通していると思います。私や、施設の子供の入学を拒否してしまった人達などを含めて、全ての人々がこの権利と義務を果たせるようになった時、差別も不自由も不平等もなくなった世界が開けると思います。私は将来どういう人になれるか分かりませんが、この権利と義務を果たせるだけの人にはなりたいたいです。

「温まりて 焚火に和む心かな」 笹崎辰栄(諏訪井)



▲「まゆだま」大橋昭司さん宅(法末)

小正月行事



「焚火してそれぞれ生活の手をかざし」

吉野静水(法坂)



オノ神(上村)



百聞は一見に如かず
町内のまごころを
写真で紹介します。
なにかありましたら
ご一報を!
九報担当 ☎95-3111



「忍者」からの「おとし玉」

1月中旬、延命荘にある社会福祉協議会事務局へ、めずらしい寄付がありました。ずっしりとした竹筒で、送り主は「忍者」。伝言によると、「20年間ためたものです。社協事業につかってください」とのこと。さっそく竹を割ってみたところ、中からは、昭和30~40年代の100円玉がザクザク、大正時代の10銭玉や記念コインもあり、数えてみると56,815円もありました。「忍者さん、ありがとうございます」と、社協事務局では新春早々のおとし玉に大よろこびをしています。

おぐにグリーンランドに 「あったかい」贈り物

「豪雪お見舞申し上げます」と、1月末、小国グリーンランド宛に「あったかい」贈り物が届きました。中味は「アツカカイロ」280個。送り主はグリーンランドの国会議員で埼玉県川口市在住の加賀美忠夫さん。「豪雪の中、毎日の生活ご苦勞様です。」というお便りもありました。グリーンランドでは、「ありがとうございました。さっそく、要援護世帯等にお配りしたい」と話しています。



屋根融雪に効果あり*****

— 十日町市融雪屋根実験中間データ —

十日町市では屋根融雪システムのデータ収集実験を行っています。

先日、その実験棟を拝見し、中間データをお聞きしました。

この実験は、昨年12月から市役所の公用車庫の屋根を9区画に分け8メーカーのシステムを設置融雪能力、維持費などを測定しているものです。

ブラヒートとは、簡単にいうと電気毛布の原理で電気の熱で雪を融かす方法。温水融雪とは、温めた不凍液を屋根に敷きつめた管の中を流して雪を融かす方法。温風融雪とは、消雪パイプの水のかわりに温風を管から流して融かす方法です。柳式は家全体の生活余熱を屋根にあつめて雪を融かすもので、家の熱が逃げないように断熱材で囲む必要があります。

参考までに12月、1月の実験データをのせておきました。



▼車庫を利用した実験棟

十日町市実験棟中間データ (60.12~61.1.27)

システム名	融雪面積 ㎡	見積工事費 千円	熱源	区分	融雪装置の 設置形態	1/14 積雪深 cm	12/12~1/27 灯油又は電力使用量 (稼働時間)
1 柳式自然融雪屋根	46.0	3,173	暖房用ストーブ	温風融雪	屋根部分及び外壁を改造したため工費はかさんだ。	140	451.3% (349h15m)
2 人力除雪区域	56.8					68 試験地 201	12/23、1/13 2回雪おろし
3 温空式融雪装置	44.2	609	専用ストーブ	温風融雪	屋根上に設置	50	481.2% 120.41kW (341h15m)
4 ハンユー融雪システム	50.2	1,524	専用ボイラー	温水融雪	〃	20	431.3% 69.92kW (332h45m)
5 サンロール温水融雪システム	50.2	780	〃	温水融雪	〃	150	245.6% 27.52kW (87h50m)
6 スノーマルト融雪システム	50.2	1,359	〃	ヒートパイプ融雪(温水融雪)	屋根ふき材の下に設置	10	526.6% 68.05kW (406h45m)
7 ナショナル屋根融雪システム	49.7	1,581	〃	温水融雪	〃	10	579.3% 69.73kW (412h55m)
8 コロナ温水循環式融雪システム	43.8	1,573	〃	温水融雪	〃	120	412.6% 94.26kW (574h20m)
9 ブラヒート融雪屋根	49.7	1,121	融雪用電力 7kW契約 15.6円/kWh	電熱融雪	〃	60	2,939.5kW (392h20m)

*積雪50cmを超えた時点で稼働するよう設定、雪おろしの必要のない程度の融雪を行うこととしています。



婦人フォーラム

農村婦人の地位を向上しようと、「農村婦人フォーラム」が全国的に進められています。

国際婦人年の最終年度にあたる昨年11月、小国でも農林水産省事業の指定を受け「フォーラム」が開かれました。

農村社会において家庭、職場、農作業と婦人の役割は大変重要です。住み良い小国町にするために日ごろ思っていること、考えていること、悩んでいることを話しあいました。フォーラムの分散会で話しあわれたことは次のとおりです。

《第1分科会のテーマ》

「会社勤めとわが家の農業を考える」

■困ること

- ・農繁期はインスタント物が多くなって野菜料理が少ない。
- ・日曜日は平日より忙しい。
- ・日曜日に野良着を着ている嫁がいい嫁との評価がある。
- ・働き過ぎではないか。

■工夫していること

- ・日曜日は大事なことでだけしかしないようにしている。
- ・家族一人一人のささやかないたわり合い。おばあちゃんに対する「ありがとう」の言葉が大切。
- ・家庭内の仕事を男性から手伝ってもらおう。

■今後考えていきたいこと

- ・お茶のみ会も女にとっては大事

「煮凝を添えて病妻 賄いり」 品川剛(森光)



なこと(ストレス解消・地域の交流、情報交換)

- ・主婦は家族の健康管理をになっている。食事づくりの重要性を認識し、年寄りを手伝ってくれたら、お礼の言葉を必ず言う。
- ・家事分担を上手に考える(男性、子供)
- ・こういう会合を今後ももってほしい。

・ユーモア、明るさを持ち、身だしなみも清潔に心がける。

- ・「おねがいします」「ありがとう」を身につける。
- 老人に対して
- ・できるだけ話しかけるようにする。
- ・相手の立場にたって考える。
- ・町に寝たきり老人を一時預る施設がほしい。

《第3分科会のテーマ》

「みつめよう小国町を 婦人活動で」

《第2分科会のテーマ》

「美しく古い、幸せな老後をおくる」

■困ること

- ・3世帯同居で孫の子守りと老人の世話にむずかしさがある。
- ・ボケに対する不安。
- ・90歳以上の老人が物を大事にしすぎる。
- ・ボケ老人、寝たきり老人の世話で外出できない。

■幸せな老後を迎えるために

- ・肉体的、精神的な健康づくり。
- ・規則正しい生活、栄養・運動・休息のバランスを考える。中年の人達は運動がたりないのでは。
- ・今のうちから趣味をもつ。
- ・車になるべく乗らないで歩くようにする。
- ・若い者にあてにされる老人になる。

- ・婦人会組織のあるところ、ないところがある。
- ・冠婚葬祭について婦人の力で改められるものはないか。集落の婦人会でムラに申し入れている。
- ・無理して簡素化することはどうか。
- ・話しあいによって無理のない方法を考えていってはどうか。
- ・お見舞のお返しを廃止について実現できないか。町ぐるみの中で考えていきたい。
- ・親子のふれあい運動、あいさつ運動を広げよう。

婦人フォーラムを終えての反省会では、「ぜひ、来年も！」という声が多くあり事業を継続していくことを確認しあいました。

1月4日、就改センターで開かれました。

■席題の部(数の子、買初〔初買〕)

- 1位…今井勝人 2位…北原ティ 3位…山崎姫峰

・一句高点
人並に 数の子少々 買うゆとり
山崎 姫峰

■兼題の部

- 1位…小川黄梅 2位…北原ティ 3位…池島千恵子

・一句高点
去年今年 亡父の座椅子に 夜が坐る
今井 勝人

新春俳句大会

1月19日(日)就業改善センターにおいて35名の参加者で開かれました。

◆囲碁の部

- ・Aグループ 1位…高橋清太郎
2位…片桐 吟逸
- ・Bグループ 1位…角山 徳郎
2位…中沢 昭雄

◆将棋の部

- ・Aグループ 1位…根津 正樹
2位…田中 謙治
- ・Bグループ 1位…野田 公彦

新春囲碁将棋大会の結果



武石城 (その2)

さて、では武石城の城歴はどうかという、これについての文献は何も無いので断定するわけにはいがないが、おそらくは小国氏一族の城であったことは間違いないようである。それを裏づける資料として次の一文を紹介したい。

拝啓、突然拝呈いたしまして誠に恐縮に存じます。さて私武石を姓といたしますが、始祖は大字武石、武石の棚に居住致しました者、小国一族かとも思われますが、紀元2100年(西暦1440)頃、小国氏の弥彦移転に随行、彼の地に移住、累代居住致し、私は祖父の代に当福島に移りました者の裔で御座います。就きましては久しい間、祖先を調べて居りますが、弥彦には数家の武石が御座居ましても途中にて代替りとなり、何等の文書も無く、一部に口碑を伝えるのみで御座居ます。前年十五、六年前御地にも御照会を差上げましたが、古文書等はなく判明しないとの事でありましたが、当今は歴史調査も進みましたについて、何等かの手掛り等も御座居ましたかも知れずと存じ、老令のまゝ御迷惑とは存じましたが拝呈申し上げました。大変失礼なお願ひにて恐縮に存



武石城さむらい屋敷から出土したつぼ

じ上げます。小国氏の一族と思われませんが、如何か、武石何某の氏名が判明しませんでしょうか。恐れ入りますが御願ひ申し上げます。頓首

(原文のまゝ掲載)
この照会は昭和46年頃と思われるが、差出し人は「福島市南沢又字河原73-2武石和忠治」という人からであった。

教育委員会がどのような返答をしたかは別として、かえって教えられたという感じである。すなわち1440年頃小国氏が蒲原方面に移転したらしいということが判明したからである。

1440年と言えば永享12年で南北朝合一後約50年である。とすると、南朝敗北後も小国氏は暫く小国に在在していたと見られ、その後弥彦方面へ移転したということになり、やがて謙信時代に小国氏が台頭してくることもうなずけるわけである。

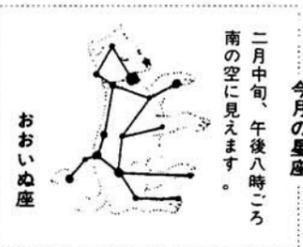
武石和忠治氏が指摘する如く、確かに武石氏は小国氏の一族なのであろう。武石城に居住しその地名をとり武石を名乗ったものとして差支えないと思う。したがって武石氏の始祖の氏名や弥彦への移転年代や移転先が判明すれば、小国氏の動向を知る上に極めて重要な手掛りとなるはずである。

かつて岩室村史の編集委員長三浦正彦氏が神官であられ、たまたま武石巻が氏子であると言うことから調査していた。しかし残念ながら今に到るも判明していない。ちなみに弥彦には現在約70戸の武石姓が電話帳に記載されていることを付記しておく。

さわやか君



書道教室の作品



今月の星座
二月中旬、午後八時ごろ南の空に見えます。

煮凝りて済ます昼餉や妻不在 市川達雄(原小屋)

気安さの煮凝す酒すめ 粕川えつ(菅野島)



こうほう でんごんぱん

2月の納税

- ・町県民税……………第4期
- ・国民健康保険税……第11期
- ・国民年金……………第6期
- ・保育料……………2月分

●移動交通事故相談日

- ☑ 3月5日(水)、19日(水)
- ☑ 柏崎市役所

●酒害相談

- ☑ 3月27日(水)
- 午後1時30分～2時受付
- ☑ 柏崎保健所

●固定資産課税台帳の縦覧期間

- ☑ 3月1日～20日
- ☑ 役場税務課窓口

)))))) 働きながら高等学校教育を ((((((

県立新潟高校通信制課程と県立高田南城高校通信制課程では、昭和61年度入学生を募集しています。

願書等詳しくは下記へ

- *新潟高等学校通信制
〒951 新潟市関屋下川原町2-635 ☎0252(66)5268
- *高田南城高等学校通信制
〒943 上越市南城町3-3-8 ☎0255(24)0523

12・1月の交通事故 12月1日～1月31日まで

(柏崎警察署扱・人身事故のみ)

月・日	天候	時刻	場所	事故の概況	傷者
1・2	雪	17:50頃	法坂	歩行者と普通乗用車の衝突	軽1

●今月の表紙「こもり穴」☑ 中里小校庭で撮影

編集室



- ・豪雪の中、毎日の除雪作業大変ご苦労さまです。立春もすぎホントの春ももうすこしです。それまで力をあわせてガンバりましょう。
- ・広報おぐに2月号をお届けします。今月号はいつになく増ページになってしまいました。「雪」の記事が多くウンザリかもしれませんが、雪ほり休みのひとときに、目と手をぜひ、「広報おぐに」へ。

として保存しましょう

印刷 小千谷市 位下印刷 小国町 役場